**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第423号）**

**〔　人事委員会労働者死傷等報告文書部分公開決定審査請求事案　〕**

**（答申日：令和６年10月25日）**

**第一　審査会の結論**

　　　大阪府人事委員会が行った部分公開決定で非公開とした情報のうち、別表に記載した情報については、公開すべきである。

**第二　審査請求に至る経過**

　１　令和４年11月６日付けで、審査請求人は、大阪府人事委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第６条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

　　（行政文書公開請求の内容）

平成29年１月１日から令和４年11月４日までの間に受け付けた、労働安全衛生規則第97条第１項及び第２項の規定に基づく労働者死傷病報告（警察本部及び公安委員会が所管する事業場からの報告を除く）のうち、直近の表面並びに、「災害発生状況及び原因」及び略図に関する添付資料

　　２　令和４年11月21日付けで、実施機関は、本件請求に対応する行政文書を下記（１）のとおり特定し、条例第13条第１項の規定により、下記（２）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定」という。）をし、下記（３）のとおり公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。

　　　　なお、平成28年度中に提出された労働者死傷病報告については、保存期間（５年）の満了により、文書廃棄したことを理由として、条例第13条第２項の規定により、不存在による非公開決定を行い、審査請求人に通知した。

（１）本件行政文書

　　　平成29年４月１日から令和４年11月４日までに受け付けた労働者死傷病報告（警察除く）（様式第23号及び第24号）

（２）公開しないことと決定した部分

　　　　（様式第23号）

被災労働者の氏名、生年月日、性別、職種、経験期間、休業見込又は死亡日時、傷病名、傷病部位、被災地の場所、災害発生状況及び原因、略図、労働者が外国人の場合のみ記入する欄（国籍・地域、在留資格）

（様式第24号）

被災労働者の氏名、性別、年齢、職種、傷病名および傷病の部位、休業日数、災害発生状況

（３）公開しない理由

条例第９条第１号に該当する。

　　　　本件行政文書の非公開部分には、個人の氏名、生年月日及び傷病に関する事項等が記録されており、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

　３　令和４年12月23日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第２条の規定により、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

平成28年度中に提出された労働者死傷病報告に係る不存在による非公開決定に対する審査請求は行われなかった。

**第三　審査請求の趣旨**

　　　本件請求に係る処分の取消し及び非公開情報に該当しない部分の更なる公開を求める。

**第四　審査請求人の主張要旨**

　　　審査請求書における主張は、概ね次のとおりである。

　　「公務員の職務に関連する情報」は、条例第９条第１号の「一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められるもの」に該当せず、公開することができる情報の例として、「大阪府情報公開条例解釈運用基準」(令和４年３月)に記載されている。

条例第９条第１号は、情報公開法第５条第１号柱書及び同号ハに即して非公開情報該当性が判断されるべきである。まず、本件行政文書に記載された「被災労働者」とは一般の大阪府民ではなく地方公務員法第２条に規定する地方公務員であるから、解釈運用基準における「公務員」に該当する。次に、労働安全衛生規則第97条第１項の「労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒」とはまさしく「公務員のその職務」の遂行に係る情報であるから、これらの情報は公開されて然るべきである。

国の情報公開・個人情報保護審査会の答申例として、令和２年12月28日付け令和２年度（行情）答申第427号がある。これの別表において、情報公開法のどの条項の不開示情報に該当するのか諮問庁及び審査会の判断が列挙されている。情報公開法第５条第１号に該当し得る部分は、別添（省略）のとおり赤く塗りつぶした部分である。これは、被災労働者が公務員等に該当しない労働者の例である。つまり、情報公開法第５条第１号ハに該当するか否かの判断は行われていない。

次に、平成15年８月８日付け平成15年度（行情）答申第235号を例示する。一般の労働者死傷病報告に相当する資料として、国家公務員が国家公務員災害補償法第１条に規定する公務上の災害を負ったときには、実施機関に対して人事院規則16－０第20条前段の規定に基づく報告を行うこととされている。

防衛省職員の場合には、この例に倣って、防衛省の職員の給与等に関する法律第27条第１項及び防衛省職員の災害補償に関する政令の規定により、公務災害発生報告書が作成されている。この報告書は、「災害補償制度の運用について」（昭和48年職厚－905）の「第７　公務上の災害又は通勤による災害の報告及び通知関係」の１に掲げられた事項が記載されているものと予想する。答申第235号別紙第１において、情報公開法第５条第１号に該当し得る部分が例示されているが、これは「第７　公務上の災害又は通勤による災害の報告及び通知関係」の１の全ての事項が網羅されているものではない。つまり、本件決定で非公開とされた部分は、答申第235号別紙１で掲げられた範囲以上の部分を条例第９条第１号に該当すると主張し、「公務員の職務に関する情報」に該当しないか判断がなされていないものであるから、本件決定における非公開情報の判断に誤りがある。

審査請求人は他県の人事委員会にも同様の公開請求を行っており、決定通知書及び開示文書を別添（省略）のとおり提示する。答申第235号の不開示情報の判断に近い部分のみが非公開とされており、審査請求人も他県の人事委員会の判断は概ね妥当と思料する。つまり、本件行政文書において「被災労働者の氏名」「生年月日」「年齢」「性別」及び「労働者が外国人の場合のみ記入する欄（国籍・地域、在留資格)」程度を非公開とすることは妥当と思料する。しかし、答申第235号及び他県の人事委員会の処分の例を参考にすると、本件決定通知書の「公開しないことと決定した部分」に掲げられている「職種」「経験期間」「休業見込期間又は死亡日時」「傷病名」「傷病部位」「被災地の場所」「災害発生状況及び原因」及び「略図」の全部ないし多くの部分は、非公開情報に該当しない情報が含まれているものと思料する。

**第五　実施機関の主張要旨**

　　　実施機関の主張は概ね次のとおりである。

　１　弁明書における主張

　（１）弁明の趣旨

　　　　本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

　（２）弁明の理由

　　　　本件決定において、審査請求人が主張する「非公開情報」「公務員の職務に関連する情報」への該当性については、次のように判断している。

ア　条例第９条第１号該当性

労働者死傷病報告書について、労働安全衛生規則第97条第１項では、「事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第23号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない」、と規定されている。同条第２項においては、休業の日数が４日に満たない場合は、様式第24号による旨規定されている。本報告書は、その内容として傷病名、傷病部位、休業期間の項目があることから、個人の健康状態について記載された行政文書であるのは明らかである。

本件決定において非公開とした情報は、「直接特定個人が識別できる情報」又は「直接特定個人が識別できなくとも、他の情報と結び付けることにより、間接的に特定の個人が識別され得る情報」である。審査請求人が主張するように、これら個人識別情報の一部、例えば「職種」は個人のプライバシーを侵害するおそれがなく、非公開情報に該当しない情報と捉えることも可能である。しかしながら、労働者死傷病報告書には個人の健康状態が記載されていることから、特定個人が識別された段階で当該被災労働者に負傷等の事実があるという情報が知られてしまうことになり、これは一般に他人に知られたくないと望むことが正当である情報と解される。このため、本件決定において非公開とした情報は、個別に判断するのではなく、被災労働者の死傷病に関する情報として一体的に捉えた上で、条例第９条第１号に該当すると判断したものである。

なお、本件決定で非公開とした部分については、「審査請求の趣旨及び理由」で言及されている「金属製品製造業に係る労働者死傷病報告の一部開示決定に関する件」（令和２年12月28日付け令和２年度（行情）答申第427号）においても不開示が妥当と判断されている。

イ　公務員の職務に関連する情報該当性

総務省における行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準によると、「『職務の遂行に係る情報』とは、公務員等が国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。ただし、法第５条第１号ハの規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものであるので、公務員等に関する情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は、『職務の遂行に係る情報』には含まれない」と示されている。

また、条例の解釈運用基準では、公務員の職務に関連する情報として、「起案者名」「決裁者名」「旅行命令簿・復命書の出張者名」「決裁印」が例示されている。

以上を踏まえると、労働者死傷病報告書の作成は正に職務の遂行であることから、作成者、事業所に関する情報(名称、所在地、労働者数)、作成の起因となる発生日時は、公務員の職務に関連する情報と解することができる。一方で、その他の記載項目は「労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業した」ことに関する情報であり、労働者の負傷等の詳細が記載されていることから、公務員の職務に関連する情報に該当しないと判断したものである。

　２　実施機関説明における主張

　　　審査請求人は本件行政文書において実施機関が非公開とした部分のうち、「職種」、「経験期間」、「休業見込期間又は死亡日時」、「傷病名」、「傷病部位」、「被災地の場所」、「災害発生状況及び原因」及び「略図」の全部ないし多くの部分は公開すべきと主張するが、事業場によっては職員数が少ない場合もあり、また、不特定多数の方が出入りする場所もあるため、他の情報と結び付いて被災労働者の特定が可能となってしまう場合も考えられることから、非公開と判断したものである。また、審査請求人は、実施機関が非公開とした箇所については、公務員の職務に関する情報であると述べるが、職員が事業所内で負傷した等の情報は職務情報ではなく、個人の健康に関する情報であって、実施機関が人事管理上保有しているものである。

なお、非公開とした箇所については、経験期間や職種等、そのうち一つだけを取り上げれば、一見公開しても支障が無いように思われる項目も含まれるように見えるが、事業場によって職員数や職員の配置は多様であり、個人の特定に繋がる可能性がある。そのため、非公開箇所は一体として個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められる情報であるため、非公開と判断したものである。

**第六　審査会の判断**

　１　条例の基本的な考え方について

　　　行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害し、あるいは、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第２条第１項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

なお、審査請求人は他県の人事委員会に同様の請求を行っており、他県の決定との比較において、実施機関が公開すべき箇所を挙げる等の主張を行っているが、公開・非公開の判断は他県における決定と比較して行うものではなく、実施機関において条例に基づき判断するものであるため、当審査会においても、本件決定の妥当性については、他県の決定との比較ではなく、条例に基づいて個別具体的に判断する。

２　本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

　　本件審査請求の対象となっている本件行政文書は、「実施機関が平成 29 年４月１日から令和４年11月４日までに提出された労働者死傷病報告（警察等除く）（様式第23号及び第24号）」である。

　　審査請求人は、「職種」、「経験期間」、「休業見込期間又は死亡日時」、「傷病名」、「傷病部位」、「被災地の場所」、「災害発生状況及び原因」及び「略図」の全部ないし多くの部分は非公開情報には該当せず、また、本件行政文書に記載された「被災労働者」とは大阪府情報公開条例解釈運用基準における「公務員」であり、労働安全衛生規則第97条第１項の「労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒」とは「公務員のその職務」の遂行に係る情報であるから、これらの情報は公開すべきと主張する。

一方で、実施機関は、審査請求人が公開すべきと主張する項目について、事業場によって職員数や配置は多様であり、他の情報と結び付いて被災労働者の特定が可能となる場合も考えられること、また、審査請求人が公開を求める情報は、職員が事務所内で負傷したという人事管理上、必要な情報であって、公務員の職務情報ではなく、個人の健康に関する情報であるため、非公開が妥当と主張していることから、次のとおり検討する。

　（１）条例第９条第１号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、条例第５条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

本号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めたものである。

同号前段は、

・個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって（以下「要件１」という。）、

・特定の個人が識別され得るもののうち（以下「要件２」という。）、

・一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの（以下「要件３」という。）

が記載されている行政文書を公開してはならない旨定めている。

そして、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」とは、個人のプライバシーに関する情報を例示したものであり、「特定の個人が識別され得る」情報とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、他の情報と結びつけることによって間接的に特定の個人が識別され得る場合を含むと解される。また、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報」とは、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。

　（２）条例第９条第１号該当性について

　　　ア　「公務員の職務に関連する情報」について

　　　　　大阪府情報公開条例解釈運用基準第９条第１号〔解説〕４（８）では、「公務員の職務に関連する情報」は「一般的に他人に知られたくないと望むことが正当と認められるもの」（要件３）に該当せず、公開することができる情報の例として規定している。

確かに、本件行政文書は、労働安全衛生規則第97条第１項により、労働者が勤務時間中に負傷又は死亡等したときに作成する報告書であり、公務員の職務の遂行中に負傷等している状況が記載されていることから、職務と密接に関連する情報であるといえる。

しかしながら、職務と関連する情報であっても、職務中に負傷した等の情報は、公務員がその組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録された情報とは異なり、実施機関が人事管理上保有する個人の健康情報であって、秘匿性の高いプライバシーに関する情報であり、最大限の保護が必要であることから、「公務員の職務に関連する情報」であることを理由に、実施機関が非公開とした部分を一律に公開することは妥当ではない。そのため、実施機関が非公開とした項目については、条例第９条第１号に該当するか個別に検討を行うこととする。

イ　各項目についての検討について

　（ア）「職種」、「経験期間」

　　当該情報は、情報単体では特定の個人を識別することができないが、条例第９条第１号「特定の個人が識別され得るもの」には、直接特定の個人が識別できなくとも、他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人が識別され得るものを含む。本件行政文書では、「事業場の名称」が公開されていることから、記載の「職種」や「経験期間」を公開すると、これらの組み合わせにより、対象となる職員数がかなり限定され、また、事業場の名称から部局が推測され、職員録では部局ごとに職員の氏名及び職種が記載されており、異動年度や職階等から経験期間等が推測されることから、職種や経験期間は、個人の識別に繋がる可能性が高いため要件２に該当する。また、被災したという情報は健康状態に関する情報であって要件１に該当し、また、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められ要件３に該当し、非公開が妥当である。

（イ）「休業見込日数又は死亡日時」、「傷病名」、「傷病部位」

これらは、被災職員の健康状態に関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもので、要件１及び要件３に該当する。また、「事業場の名称」が公開されていることから、個人の識別に繋がる可能性が高く、要件２に該当する。

仮に、特定の個人の識別に繋がらなかったとしても、個人の心身の状況に関する詳細な情報が含まれるものであり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、本人の同意なく第三者に流通させることは適切ではない情報であることから、条例第９条第１号後段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するもの」に該当し、非公開が妥当である。

（ウ）「被災の場所」、「災害発生状況及び原因」、「略図」

これらは、発生状況や経緯が詳細に記載されている箇所であり、職員が事業所内でどのように負傷したかという情報は、個人のプライバシー情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるといえ、要件１及び要件３に該当する。公開された場合、被災職員の職務内容や職務従事場所も推測される可能性が高い。本件行政文書においては、「事業場の名称」が既に公開されていることから、これらの組み合わせにより、対象となる職員数がかなり限定され、個人の識別に繋がる可能性が高く、要件２に該当する。

しかしながら、「災害発生状況及び原因」の詳細を別紙に記載しているもののうち、その別紙の中に、災害発生の場所として事業場の名称や、現認者又は事実証明者の職氏名等、既に公開されている項目や、別紙として使用した様式上の項目等、具体的な被災内容ではない形式的な記載については、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であるとは認められず、要件３に該当せず、公開が妥当である。

　３　結論

以上のとおりであるから、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

　　　海道　俊明、魚住　泰宏、近藤　亜矢子、的場　かおり

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 開示すべき情報 | 令和４年８月22日付け豊島高第116号「労働者死傷病報告」のうち・「災害発生状況及び原因」欄　全て別紙「事実証明書」のうち・様式記載の各項目名及び注意事項・１行目の被災職員の所属・２行目の災害発生日時・３行目の災害発生の場所のうち記載部分の１文字目から25文字目まで・19行目から23行目まで　全て |